

ASCENSION MID-MICHIGAN

(Ascension Genesys Hospital, Ascension St. Mary's Hospital, Ascension Standish Hospital, Ascension St. Joseph Hospital, Ascension Medical Group – Genesys & St. Mary's Providers and Ascension Mid-Michigan Covered Providers)

請求および徴収ポリシー

7/1/2023

ポリシー/原則

Ascension Mid-Michigan(以下「機構」)は、機構の資金援助方針(または「FAP」)に基づき、救急医療およびその他の医学的に必要な治療を提供する際に、社会的に公正な実践を確保することをポリシーとする。この請求および徴収ポリシーは、資金援助を必要とし本機構で医療を受けた患者に対する請求および徴収の実施に対処するために特に策定されたものである。

すべての請求および徴収の実施には、個人の間人としての尊厳と公益を守ることに對する当機構の誓約および敬意、貧困に苦しむ人やその他の社会的弱者への特別な配慮および連帯、さらには分配の公正と財産管理に對する誓約が反映される。当機構の従業員および代理人は、患者およびその家族への対応を尊厳、敬意および思いやりを持って行うことを含めて、カトリックが支援する施設のポリシーおよび価値を反映する方法で行動するものとする。

この請求および徴収ポリシーは、雇用された医師のサービスや行動の健康を含む、機構が提供するすべての救急医療およびその他の医学的に必要な治療に適用される。この請求および徴収ポリシーは「救急」およびその他の「医学的に必要な治療」ではない治療の支払いの取り決めには適用されません(これらの用語は機構のFAPで定義されているため)

定義

1. 「501条(r)」とは、内国歳入法の501(r) 項およびそれによって公布される規制を指す。
2. 「異例徴収措置」または「ECA」とは、501(r) の下で制限を受ける以下の徴収活動を指す:
 - a. 購入者が以下に示す一定の制限を受けない限り、患者の負債を他の当事者に売却する。
 - b. 消費者信用報告機関または信用調査会社に患者に関する不利な情報を報告する。
 - c. 患者が以前に提示され、FAPの対象となった一つまたは複数の請求に対して未払いであるため、医学的上に必要な医療を延期または拒否する、または前もって支払いを求める。
 - d. 破産における債権の申し出または人的傷害手続きにおける損害賠償を除く、法的または裁判手続きを必要とする措置。このような措置には以下が含まれますが、これに限定されない。
 - i. 患者の財産に先取特権を設定する

- ii. 患者の財産に対し担保権を行使する
- iii. 患者の銀行口座または他の動産を差し押さえるか、他の方法で押収または没収する
- iv. 患者に対し民事裁判を起こす
- v. 患者の賃金を差し押さえる

ECAには以下のものは含まれません(上記で定めたECAの基準に他の面では合致している場合も同様である):

- a. 患者の負債の売却の前に負債購入者と間に法的拘束力のある書面の合意が存在し、それによって以下の条件が適用される場合は、その患者の負債の売却。
 - i. 購入者は、医療に対する支払いを得るためにECAに関与することを禁止される。
 - ii. 購入者は、内国歳入法6621(a)(2)項に従って施行される負債売却時の利率(または内国歳入庁週報で発表された他のガイダンスで規定される他の利率)を超える利息を負債に課すことを禁止される。
 - iii. 当機構または購入者が患者は資金援助に適格であると決定した後、負債は当機構に返却可能または当機構が回収可能である。
 - iv. 購入者は、合意書で規定される手続きに従うことを求められる。この合意書は、患者が資金援助に適格と判断され、負債が当機構に返却されないか当機構が回収しない場合、FAPに従って患者が個人的に支払う責任を有する額を超えて購入者および当機構に対し患者は支払いを行わない、または支払う義務がないことを確認するものである。
 - b. 当機構による医療提供の対象である人的傷害の結果として患者に支払うべき判決額、和解額または示談額に対して州法の下で主張するために当機構に与えられた先取特権、または
 - c. 破産手続きにおける債権の申し出。
3. 「FAP」とは、当機構の資金援助ポリシーを指します。これは、当機構および Ascension Health のミッションを推進するために、また501(r)に従って、適格な患者に対する資金援助を提供するポリシーである。
4. 「FAP申請」とは、資金援助を申請することを指す。
5. 「資金援助」とは、当機構のFAPに従って当機構が患者に提供する支援を指すものとする。
6. 「機構」とは以下を意味する Ascension Mid-Michigan。追加情報が必要であるか、質問または意見を提出するか、要請を提出する場合には、以下に示すオフィス、または当機構から受け取った適用される通知または連絡情報に記載のオフィスに連絡してください。

Ascension Mid-Michigan
3273 Solutions Center
Chicago, IL 60677-3002

7. 「患者」とは、当機構による医療を受けている（または医療を受けた）個人、およびこのような医療に対する経済的責任を有する他の人物（家族、後見人を含む）を指す。

請求および徴収の実施

当機構は、提供した医療を通知し患者に情報を提供する請求書を定期的に発行するために整然とした手続きを維持する。当機構が提供したサービスに対する患者からの支払いがない場合、当機構は、支払いを得るために、電話、郵便、電子メール、面談等による連絡を試みるが、これらに限定されない行動をとることができる。当機構は、支払いを得るために特別な徴収行為（ECA）を利用することはほとんどない。ただし、当機構の資金援助方針（「FAP」）に基づき、当機構の資源が必要な患者のために利用可能であり続けるようにするため、当機構は極端な状況においてECAを使用することがある。これには、救急医療またはその他の医学上必要な治療ではない選択的サービスに関連する未払残高のある口座、患者が多額の資金（例えば、高額な純資産）を持ち、支払額の支払いを拒否している状況、または当機構が未払いがFAPまたは本方針の条項の意図的な乱用であると考えられる場合などが含まれる。このような極端な状況下では、当機構は、本請求および徴収方針に含まれる規定および制限に従って、1 つ以上の ECA を利用することができる。当機構は、当機構のFAPのもとで部分的な資金援助しか受けられなかったために残額がある口座、またはFAPのもとで全額資金援助を受ける資格を得た口座の自己負担金に関しては、ECAを使用しない。Ascension 上級副社長／最高収益責任者は、当機構が資金援助の適格性を判断するために合理的な努力を行い、極端な状況が存在し、機構が個別のケースにおいてECAsに従事できると結論付ける最終的な権限を有する。

501条(r)に従い、本請求および徴収方針は、患者が FAP に基づき資金援助を受ける資格があるかどうか、またはECAを行うことを正当化する極端な状況が存在するかどうかを判断するために、当機構が行わなければならない合理的な努力を明らかにする。極端な状況が存在し、患者が FAP に基づく資金援助を受ける資格がないと判断された場合、当機構は、こちらに記載されている通り、1 回以上の ECA を実施することができる。

1. FAP申請手続き。以下に規定されている場合を除き、患者は、機構から受け取った救急医療およびその他の医学的に必要な治療に関して、いつでもFAP申請を提出することができます。資金援助への適格性の決定は、以下の一般カテゴリーに基づいて行われる。
 - a. 完全なFAP申請。完全なFAP申請書を提出する患者の場合、機構は、以下に示すように、適時、ECAを一時停止して、治療の支払いを取得し、適格性を判断し、書面による通知を提供するものとする。

- b. 推定適格という決定。患者が、FAPのもとで利用可能な最も手厚い援助よりも少ない援助しか受けられないと推定されると判断された場合、当機構は、その判断の根拠を患者に通知し、より手厚い援助を申請するための適切な期間を患者に与える。
 - c. 申請が提出されない場合の通知および手続き。完全なFAP申請が提出されるか、FAPの推定適格性基準に従って適格と決定されない限り、当機構は患者に送付された医療に対する退院後の最初の請求書の日付から120日以上の間、ECAの実施を控える。医療が複数回行われた場合、この通知の提示を一つにまとめることができます。この場合、時間枠はまとめた通知に含まれる最後の医療に基づくものとなる。FAP申請書を提出していない患者から医療費の支払いを受けるために1回以上のECAを開始する前、および極端な状況によりECAを使用することが正当化されるか否かの判断を行う前に、当機構は以下の措置を講じるものとする：
 - i. 適格患者は資金援助を利用できることを示し、医療料金を得るために講じる意向であるECAを明記し、ECAが開始されるまでの期限（書面による通知が提示された日付から30日以降）について言及した書面による通知を患者に送付する。
 - ii. 平明な文言を用いたFAPの概要を患者に提示する。
 - iii. FAPおよびFAP申請手続きについて患者に口頭で通知するための合理的努力を行う。
 - d. 不完全なFAP申請。不完全なFAP申請を提出した患者の場合、機構はFAP申請を完了する方法について書面で患者に通知し、患者に30暦日を与える必要がある。この期間、実施予定のECAを一時停止するものとし、書面による通知で (i) 申請を完了させるために必要な追加情報またはFAPないしFAP申請で求められる文書を説明し、(ii) 適切な連絡先を含める。
2. 医療の延期または拒否に対する制限。FAPの定義に従って、FAPの対象となる以前に提供された医療に対する一つまたは複数の請求について患者が支払いを行っていないために、当機構が医学上必要な治療を延期または拒否するか、このような医療を提供する前に支払いを求める意向である場合には、患者にFAP申請書および適格患者は資金援助を利用できることを示した書面の通知を提示する。
3. 決定通知。
- a. 決定。完成したFAP申請書のある患者について受け付けた後、当機構はFAP申請書を評価して適格性を決定し、暦日45日以内に患者に書面で最終決定を通知する。この通知には、患者に支払い責任がある額に関する決定が含まれる。FAPの申請が却下された場合には、却下の理由を説明し、不服申し立てまたは再考に関する指示を示す通知を送付する。

- b. 払い戻し。当機構は医療について患者が支払った額のうち、FAPに従って患者に個人的な支払義務があると判断した額を超える分について払い戻しを行います。ただし、この超過が5.00ドル未満の場合を除く。
 - c. ECAの取り消し。患者がFAPに従う資金援助に適格と決定された場合、その程度に合わせて当機構は医療に対する支払いを得るために患者に対して講じられたECAを取り消すためにあらゆる合理的対策を講じる。このような合理的対策には、一般に患者に対する不利な判断を無効にする、患者の財産に対する差し押さえまたは先取特権を取り消す、消費者信用報告機関または信用調査会社に報告された患者の信用報告から不利な情報を削除する対策が含まれるが、これに限定されない。
4. 不服申し立て。患者は、却下の通知の受け取りから暦日14日以内に当機構に追加情報を提供することで、資金援助の適格性却下に対する不服申し立てを行える。すべての不服申し立てを当機構が審査し、最終決定を下す。最終決定で以前の資金援助却下が確認された場合には、書面による通知を患者に送付する。
 5. 徴収。上記の手続き（患者がFAPに基づき資金援助を受ける資格があるかどうかを判断するための合理的な努力を含む）が終了し、ならびに、ECAを使用することが正当化される極端な状況が存在すると当機構が判断した場合、当機構は、患者の請求書および支払計画を設定、処理、および監視するための当機構の手続きにおいて決定されるとおり、滞納のある保険加入および保険未加入の患者に対してECAを実施することができる。ここに示した制限の範囲内で、当機構は借金勘定の処理のために信頼できる外部不良債権徴収機関または他の委託機関を利用でき、このような機関は第三者に適用される501条(r)の規定に従うものとする。